

基安

妊産婦

最高裁判例

長時間労働に
係る面接指導

労災

遺族補償年金
などの保険給付

過労死認定基準

特別加入者

雇用

目的条文

日雇労働
求職者給付金

国庫負担

労一

最高裁判例

次世代・女性

統計

社一

DB・DC
他法令

厚生統計

目的条文

健保

一部負担金

一般保険料率

保険料免除

厚年

令和4年改正

雇用継続給付
との調整

積立金

国年

保険料免除

所得代替率

保険料

まとめ
女性の保護規制

妊産婦			管理監督者
妊娠中の女性		産後 1 年を経過しない女性	
多胎→ 14週	産前 6 週	産後 8 週	
	出産		
産前産後休業	請求	強制	適用
坑内業務	申出の有無にかかわらず制限	申出をした場合に制限	適用
ボイラー取扱い	申出の有無にかかわらず制限	申出をした場合に制限	適用
重量物・有害ガス	申出の有無にかかわらず制限		適用
軽易な業務転換	請求した場合	妊産婦以外も制限	適用
時間外労働	請求した場合に制限		適用除外
休日労働	請求した場合に制限		適用除外
深夜業	請求した場合に制限		適用

熊本総合運輸事件

- 新給与体系は、その実質において、時間外労働等の有無やその多寡と直接関係なく決定される賃金総額を超えて労働基準法の割増賃金が生じないようにするための賃金体系である。
- 旧給与体系の下においては通常の労働時間の賃金に当たる基本歩合給として支払われていた賃金の一部につき、**名目のみを本件割増賃金に置き換えて支払う**ことを内容とするものである
- 本件割増賃金は、通常の労働時間の賃金として支払われるべき部分をも相当程度含んでいる
- 通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法 37 条の割増賃金に当たる部分とを**判別することはできない**
- 労働基準法 37 条の割増賃金が支払われたものとはいえない

賃金総額（業務内容に応じて決定）

残業の多寡にかかわらず
賃金総額は変わらず

通常の労働時間の賃金

賃金総額 - (① + ②)

旧

①基本給

②基本歩合給

③時間外手当

新

①

②

③割増賃金

賃金総額 - (① + ②)

③割増賃金 - ⑤時間外手当

④調整手当

⑤時間外手当

法の定めに基づき
算定した額

④

⑤

④

⑤

労働基準法の「労働者性」



「使用従属性」に関する判断基準

「指揮監督下の労働」であること

「報酬の労務対償性」があること

- 業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- 業務遂行上の指揮監督の有無
- 拘束性の有無
- 代替性の有無

「労働者性」の判断を補強する要素

事業者性の有無

専属性の程度

その他（給与所得として源泉徴収など）

■ 関西医科大学研修医（未払賃金）事件（平成17年6月3日）

臨床研修として病院において研修プログラムに従い臨床研修指導医の指導の下に医療行為等に従事する医師は、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、労働基準法の労働者に当たるとされた事例

研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための**労務の遂行**という側面を不可避免的に有することとなるのであり、病院の開設者の**指揮監督の下**にこれを行ったと評価することができる限り、上記研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たるものというべきである。

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件病院の耳鼻咽喉科における臨床研修のプログラムは、研修医が医療行為等に従事することを予定しており、乙は、本件病院の休診日等を除き、上告人が**定めた時間及び場所**において、**指導医の指示に従って**、上告人が本件病院の患者に対して提供する医療行為等に従事していたというのであり、これに加えて、上告人は、乙に対して奨学金等として金員を支払い、これらの金員につき**給与等に当たるものとして源泉徴収**まで行っていたというのである。

「労働時間を算定し難いとき」に該当するか否か

①業務の態様 ②業務に関する指示の状況 ③報告の状況
などの要素を考慮

阪急トラベルサポート事件 (ツアー添乗員の業務)

- ① ツアーの旅行日程により業務内容が具体的に確定している
- ② 必要となる場合には、報告して指示を受けることを求めている
- ③ 添乗日報による詳細かつ正確な報告を求めており、正確性も確認できる

「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえない

労働時間把握できるでしょ！

協同組合グローブ事件 (技能実習生の指導員)

- ① 労働者自ら具体的なスケジュールを管理している
- ② 随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかった
- ③ 業務日報の正確性が客観的に担保されていたとは評価できない

「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえない

とした原判決を**破棄差戻し**

まとめ 面接指導

	すべての労働者	研究開発業務従事者	高プロ制度適用者
	労働安全衛生法に基づく 労働時間の状況の把握義務		
対象 労働者	時間外・休日労働が 月80 時間超	時間外・休日労働が 月100 時間超	週40時間超の 健康管理時間が 月100 時間超
実施の 要件	労働者からの 申出があった場合 に実施 罰則なし	労働者の申出の 有無にかかわらず 実施 罰則あり	労働者の申出の 有無にかかわらず 実施 罰則あり
実施後の措置	● 就業場所の変更 ● 作業の転換 ● 労働時間の短縮 ● 深夜業の回数の減少等	● 就業場所の変更 ● 職務内容の変更 ● 有給休暇の付与 ● 労働時間の短縮 ● 深夜業の回数の減少等	● 職務内容の変更 ● 有給休暇の付与 ● 健康管理時間が短縮されるための配慮等

■ 遺族（補償）等年金の年金額

受給権者 + 受給権者と生計を同じくしている受給資格者（若年停止者除く）の人数

遺族の数

年金額

1 人

給付基礎日額の**153**日分

55歳以上又は厚生労働省令で定める**障害の状態**にある妻→**175**日分

2 人

給付基礎日額の201日分

3 人

給付基礎日額の223日分

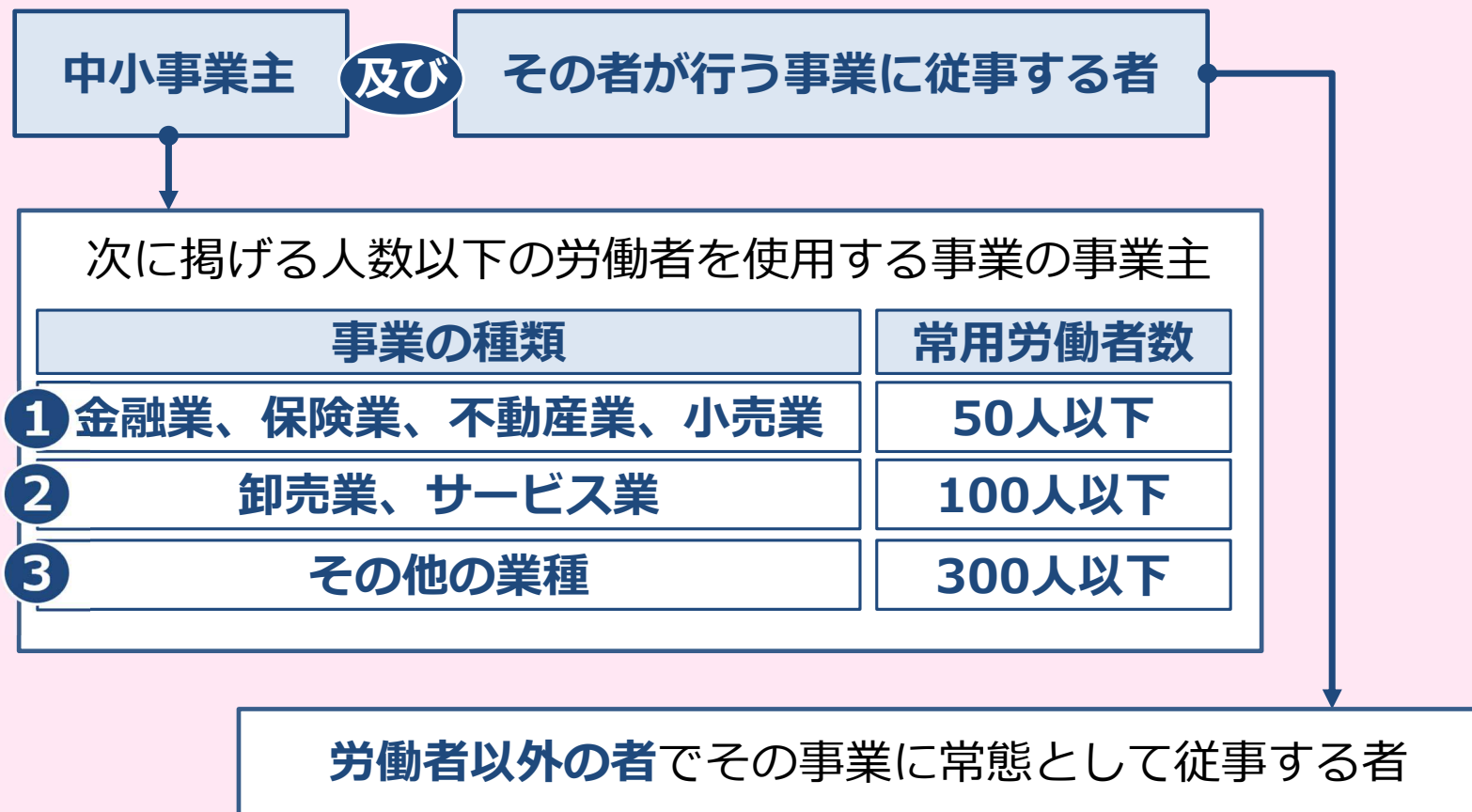
4 人以上

給付基礎日額の**245**日分

受給権者が2人以上いる場合→その**人数で除して**得た額

		1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月
脳血管疾患及び虚血性心疾患等 認定基準	異常な 出来事	● → 発症直前から 前日 まで（例：航空機墜落現場での救助活動）					
	短期間の 過重業務	● → 発症前おおむね 1 週間 （例：システム障害対応のため不眠不休で1週間働く）					
	長期間の 過重業務	100h					
精神障害 認定基準 強	特別な 出来事	月当たり80h					
		月当たり80h					
	出来事	3 週 120h	週40h				
		160h	週40h				
		月当たり120h		週30h			
		月当たり100h			週25h		
		100h	仕事急増				

■ 中小事業主等



まとめ

一人親方等

- ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者など
- ② 建設業の一人親方等
- ③ 漁船による自営漁業者
- ④ 林業の一人親方等
- ⑤ 医薬品の配置販売業者
- ⑥ 再生資源取扱業者
- ⑦ 船員法第1条規定の船員
- ⑧ 柔道整復師
- ⑨ 創業支援等措置に基づく高年齢者
- ⑩ あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- ⑪ 歯科技工士
- ⑫ 特定フリーランス（他の特別加入の対象となる事業・作業を除いたもの）

特定作業従事者

- ① 特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者
- ② 国・地方等が実施する訓練従事者
- ③ 労働組合等の一人専従役員
- ④ **介護作業従事者及び家事支援従事者**
- ⑤ 家内労働者及びその補助者
- ⑥ 芸能関係作業従事者
- ⑦ アニメーション制作作業従事者
- ⑧ ITフリーランス

■ 目的

雇用保険は、労働者が**失業**した場合及び労働者について**雇用の継続が困難**となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、**労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた**場合並びに**労働者が子を養育するための休業**及び**所定労働時間を短縮することによる就業**をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、**求職活動を容易**にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防**、**雇用状態の是正**及び**雇用機会の増大**、**労働者の能力の開発**及び向上その他**労働者の福祉の増進**を図ることを目的とする。

■ 雇用安定事業及び能力開発事業における留意事項

雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の**職業の安定**を図るため、**労働生産性の向上**に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

雇用二事業等
職業の安定

A社

雇用の安定

教育訓練給付

雇用継続給付

育児休業等給付

失業

生活の安定

求職者給付

B社

雇用の安定

就職を促進

就職促進給付

失業

生活の安定

C社

雇用の安定

自営業

日雇労働 被保険者	日雇労働者（日々又は30日以内）であって、一定の地理的要件を満たしている者					
	日雇労働者にならない者					左記に該当すると一般 被保険者等に切り替え (認可で継続)
	① 前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者 ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者					
普通給付						
受給要件	失業日の属する月の前2か月間に 通算26日分以上の印紙保険料				日額	第1級給付金 7,500円 第2級給付金 6,200円 第3級給付金 4,100円
支給日数	納付日数 26～31枚 32～35枚 36～39枚 40～43枚 44枚以上	支給日数 13日分 14日分 15日分 16日分 17日分	給付制限 ● 就業を拒否→拒否してから7日間 ● 不正受給→その月＋翌月から3か月間			
待期	各週につき職業に就かなかった最初の日					
特例給付						
受給要件	① 継続6か月間（基礎期間）に、各月11日分以上、かつ、通算78日分以上を納付 ② 基礎期間のうち後の5か月間に日雇給付金の支給を受けていない ③ 基礎期間の最後の月の翌月以後2か月間に日雇給付金の支給を受けていない				日額	第1級給付金 7,500円 第2級給付金 6,200円 第3級給付金 4,100円
					申出	基礎期間の最後の月の翌月以後4か月以内
					方法	4週間に1回の失業の認定→24日分
					日数	翌月以後4か月の期間内で通算して60日分

求職者給付 (うち、日雇労働求職者 給付金・広域延長給付)	① 雇用情勢及び雇用保険の財政状況 が悪化している場合	4分の1 (3分の1)
	② 上記①以外の場合	40分の1 (30分の1)

毎会計年度の前々会計年度における**労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況**及び求職者給付の支給を受けた**受給資格者の数**の状況が、当該会計年度における**求職者給付の支給に支障が生じるおそれ**があるものとして政令で定める基準に該当する場合

	本則上の割合	法附則による暫定措置
介護休業給付	8分の1	本則上の割合×10% (令和8年度まで)
育児休業給付	8分の1	—
職業訓練受講給付金	2分の1	本則上の割合×55% (当分の間)

■ 広島中央保健生協（C生協病院）事件（平成26年10月23日）

妊娠中の軽易業務への転換請求で異動した際、副主任を免ぜられ、その後の産休・育休を経て復職したが、既に後任者がいたことから副主任に戻されなかったため、この降格措置は男女雇用機会均等法に違反し無効だとして、副主任手当の支払等を求めた事件

女性労働者につき妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させる事業主の措置

原則

不利益取り扱い
にあたる

例外

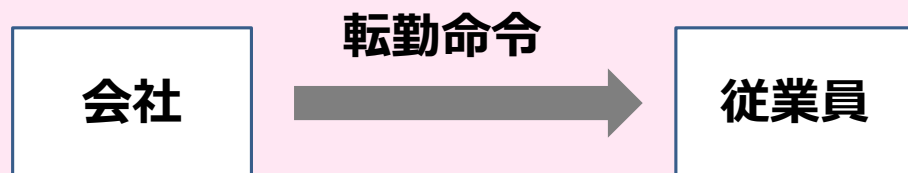
労働者につき**自由な意思に
基づいて**降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき

又は

降格せずに業務転換を行うことに**業務上の必要性**から支障があり、かつ、均等法の趣旨・目的に実質的に反しないと認められる**特段の事情が存在するとき**

不利益取り扱いにあたらぬ

東亜ペイント事件



勤務地を限定する合意なし

最高裁の判断

会社は転勤命令権を有する



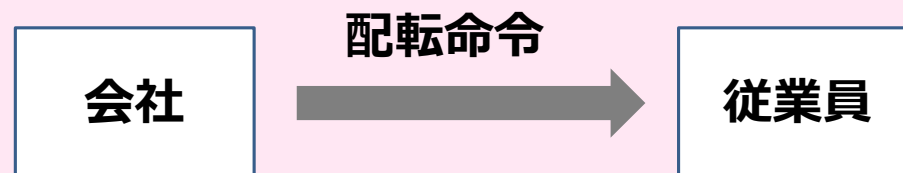
以下の場合には権利濫用として無効

- ・ 業務上の必要性がない場合
- ・ 不当な動機・目的がある場合
- ・ 労働者の不利益が大きい場合



本件は権利濫用にあたらない

滋賀県社会福祉協議会事件



職種を限定する合意あり

最高裁の判断

個別的同意なしに当該合意に反する
配置転換を命ずる権限を有しない

まとめ 規模要件

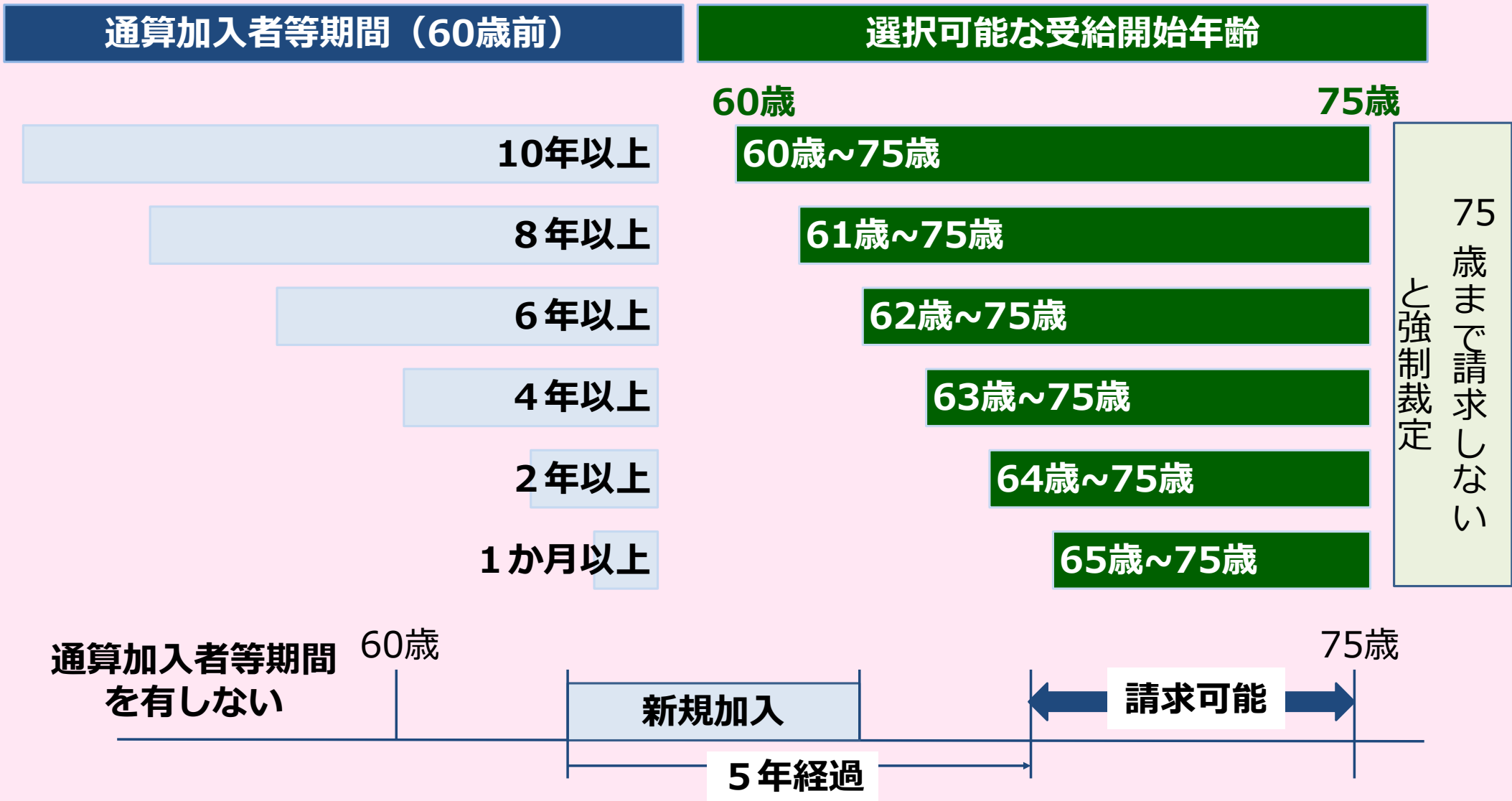
労総法	青少年	障害者雇用促進法		女性活躍推進法		次世代	育児介護
中途採用 比率の公表	1-2I-ル 認定	もにす 認定	納付金 調整金	女性活躍 情報公表	行動計画 策定・届出	行動計画 策定・届出	育休取得 状況公表

300人超	義務			対象	①賃金差異 ②雇用環境 ③機会提供	義務 行動計画を届け出て 認定申請をした企業 えるぼし プラチナ～	義務 くるみん プラチナ～ トライ～ プラス	義務
		対象	対象		上記いずれか 1項目以上			
100人超					努力義務	努力義務	努力義務	

就業構造基本調査（令和4年）

- 産業大会社などの役員を除く雇用者に占める割合をみると、「**正規の職員・従業員**」が**63.1%**で5年前に比べ**1.3ポイント上昇**している一方、「**非正規の職員・従業員**」が**36.9%**で5年前に比べ**1.3ポイント低下**
- 分類別の構成比をみると、5年前に比べ「**医療，福祉**」が1.1ポイントの上昇で**最も上昇**。
- 職業大分類別の構成比をみると、5年前に比べ「**専門的・技術的職業従事者**」が2.1ポイントの上昇で**最も上昇**
- テレワークを「**実施した**」者は1265万人で、有業者に占める割合は**19.1%**
- 副業者比率は**4.8%**で、5年前に比べ0.9ポイントの上昇
- 本業がフリーランスの数は209万人で、有業者に占める割合は**3.1%**
- **育児をしている者**に占める有業者の割合についてみると、**85.2%**で5年前に比べ5.9ポイントの上昇。
- **介護をしている者**に占める有業者の割合についてみると、**58.0%**で5年前に比べ2.8ポイントの上昇

図解 通算加入者等期間と受給開始年齢の関係（確定拠出年金）



療養の給付に係る一部負担金（後期高齢者医療）

当該給付につき算定した
療養の給付に要する費用の額

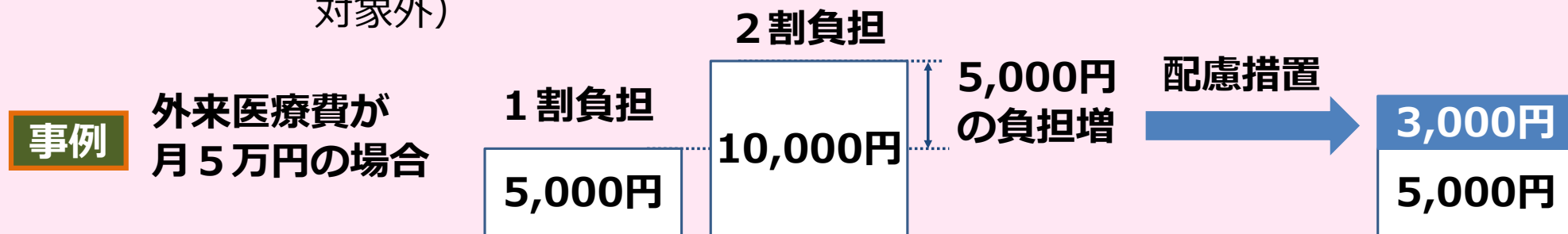


一部負担金の割合
(10分の1、10分の2、10分の3)

原則	下記以外の場合	① 10分の1
一定以上の所得者	課税所得が 28万円以上 かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が 320万円以上 （単身世帯は 200万円以上 ）	② 10分の2
現役並所得者	課税所得が 145万円以上 かつ「年間収入」が 520万円以上 （単身世帯は 383万円以上 ）	③ 10分の3



- ②→令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、**2割負担となる者**について、**1か月の外来医療**の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額**を**3,000円までに抑える**配慮措置が講じられる（入院の医療費は対象外）



① 人口推計（令和5年）

とは？

我が国の人口の実態は、5年ごとに実施される国勢調査によって明らかにされるが、この「人口推計」は、国勢調査の実施間の時点における各月、各年の人口の状況を把握するために行うものである。



● **国勢調査と人口推計**→我が国の人口の実態は、5年ごとに実施される国勢調査によって明らかにされる。他方、「人口推計」は、国勢調査の実施間の時点における「各月」、「各年」の人口の状況を把握するために行っている。

65歳以上人口は、1950年（4.9%）以降一貫して上昇が続いており、2023年は**29.1%**と**過去最高**となった。

なお、**75歳以上人口**も1950年（1.3%）以降一貫して上昇が続いており、2023年は前年に比べ0.6ポイント上昇し、**16.1%**と**過去最高**となった。

② 人口動態統計（確定数）（令和5年）

とは？

人口動態調査は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

概要

- 出生数は、727,288人で**過去最少**（8年連続減少）
- **合計特殊出生率は、1.20で過去最低**（8年連続低下）
- 死亡数は、1,576,016人で過去最多（3年連続増加）
- 自然増減数は、△848,728人で過去最大の減少（17年連続減少）



- **合計特殊出生率**→ある期間（1年間）の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
 - ・ 都道府県別→**沖縄県が最も高く、東京都が最も低い。**
 - ・ 過去最低→**1.20**（令和5年）。

■ 介護保険法

介護保険法は、**加齢に伴って生ずる心身の変化**に起因する疾病等により**要介護状態**となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、**国民の共同連帯の理念**に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって**国民の保健医療の向上**及び**福祉の増進**を図ることを目的とする。

■ 児童手当法

児童手当法は、**子ども・子育て支援法**に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、**父母その他の保護者**が子育てについての**第一義的責任**を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に**児童手当**を支給することにより、家庭等における**生活の安定**に寄与するとともに、**次代の社会を担う児童の健全やかな成長**に資することを目的とする。

一部負担金

当該給付につき算定した
療養の給付に要する費用の額



一部負担金の割合



原則

現役並所得者

70歳に達する日の属する
月以前にある者

100分の30

70歳に達する日の属する
月の翌月以後にある者

100分の20

100分の30

標準報酬月額 **かつ**

年間収入

28万円以上

70歳に達する日の属する月の
翌月以後にある被扶養者がいる

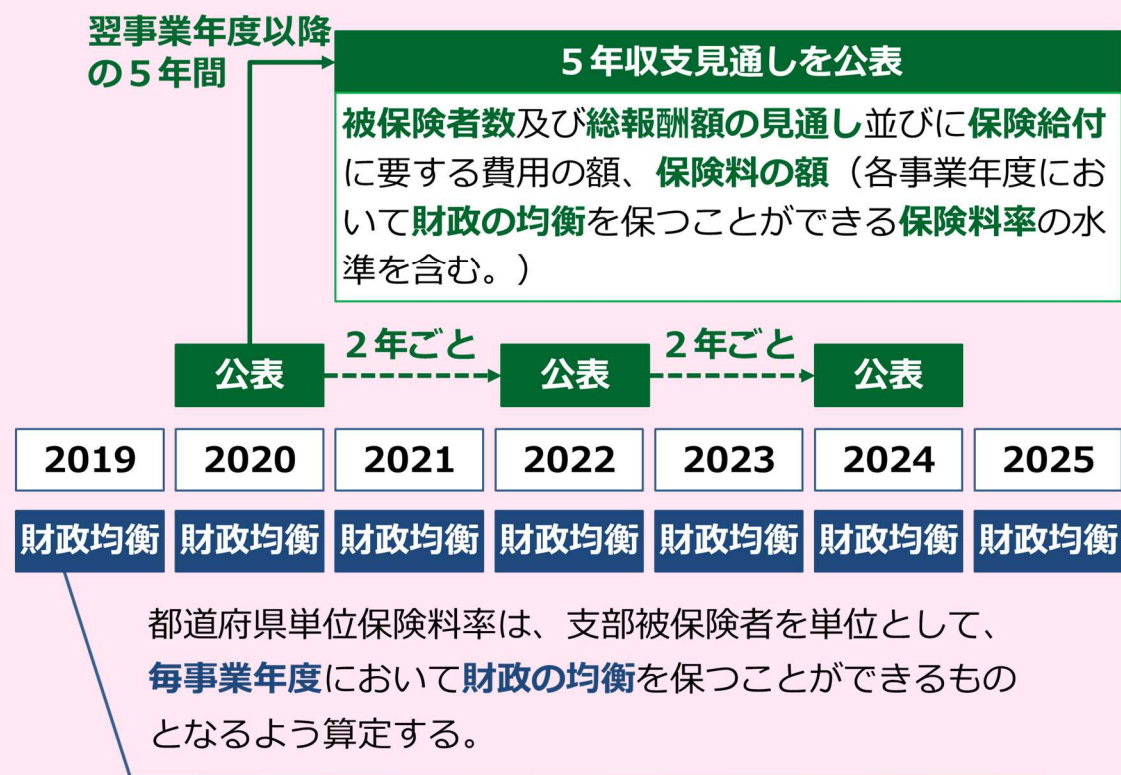
520万円以上

左記の被扶養者
がいない

383万円以上

■ 収支の見通しの作成と公表

協会は、**2年ごと**に、翌事業年度以降の**5年間**についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し、並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む）その他の健康保険事業の**収支の見通し**を**作成**し、**公表**するものとする。



■ 育児休業等期間中の保険料の免除

免除事由

- ① 被保険者（産前産後休業期間中の保険料の免除の規定の適用を受けている被保険者を除く）が、育児・介護休業法に規定する育児休業又は育児休業に関する制度に準ずる措置による休業等（**3歳未満**の子を養育するための**育児休業等**）をしていること
- ② 被保険者を使用する**事業主**が、保険者等に**申し出**ること
- ③ その育児休業等の期間が**1か月以下**である者については、**標準報酬月額**に係る保険料に**限る**ものであること

免除期間

- ① その育児休業等を**開始した日の属する月**とその育児休業等が**終了する日の翌日**が**属する月**とが**異なる**場合

育児休業等を
開始した日の属する**月**



育児休業等が**終了**する日
の**翌日**が属する月の**前月**

- ② その育児休業等を**開始した日の属する月**とその育児休業等が**終了する日の翌日**が**属する月**とが**同一**であり、かつ、当該月における育児休業等の日数が**14日以上**である場合

当該月

まとめ 育児休業等期間

14日以上

開始日の属する月と終了日翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合、当該月の保険料を免除する。

対象期間内に夫婦双方が14日以上の出産後休業を取得すると、出産後休業支援給付金が支給される

28日まで

出生時育児休業給付金の支給日数上限
(2回分割可能)

出産後休業支援給付金の支給日数上限。

1か月以下

標準報酬月額に係る保険料に限って免除する。

- **繰下げ受給の上限年齢引上げ**

老齢年金の繰下げの年齢について、上限が70歳から**75歳**に引き上げ。

- **繰上げ受給の減額率の見直し**

繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.5%から**0.4%**に変更。

- **在職老齢年金制度の見直し**

60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金について、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準（現在**51万円**）に緩和

- **在職定時改定の導入**

在職中の**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定。基準日である**毎年9月1日**に厚生年金保険の被保険者である場合は、**翌月10月分**の年金から改定。

- **特例的な繰下げみなし増額制度の導入**

70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、**請求の5年前の日**に繰下げ申出したものとみなす制度。

60歳

被保険者

65歲

被保險者

70歲

就勞

75歲

特別支給の老齢厚生年金

老齡厚生年金

老齡厚生年金

退職改定

退職改定

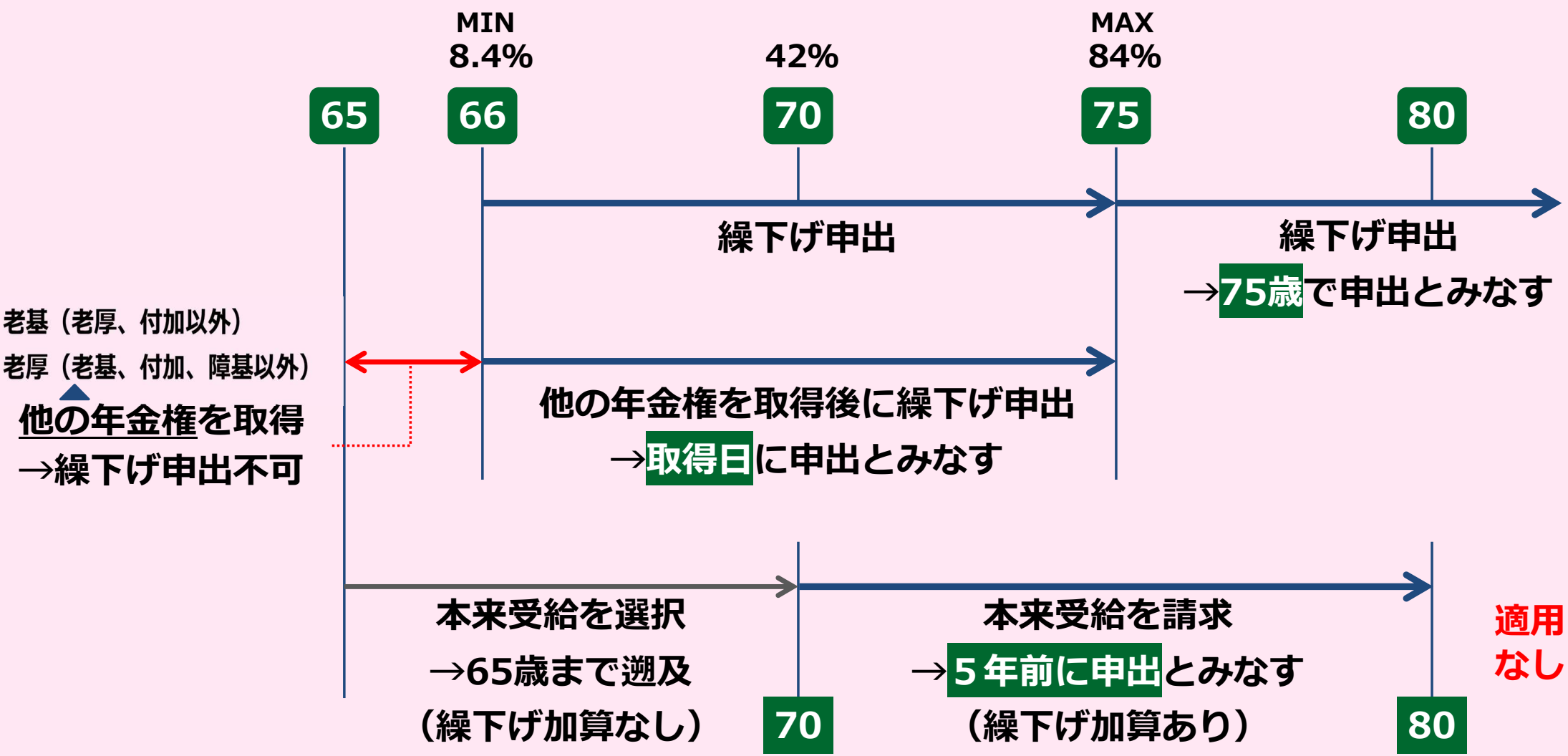
支給繰り下げ

在職定時改定

**在職老齢年金の適用基準
51万円**

在職老齢年金の適用基準 51万円

雇用保険の給付との調整



まとめ

【高年齢雇用継続基本給付金】

$\frac{\text{支給対象月の賃金}}{\text{みなし賃金日額} \times 30}$ が64%未満

支給対象月の賃金 × **10%** が支給

$\frac{\text{支給対象月の賃金}}{\text{みなし賃金日額} \times 30}$ が75%以上

支給されない

支給対象月の賃金が支給限度額以上

支給されない

【老齢厚生年金】

$\frac{\text{標準報酬月額}}{\text{みなし賃金日額} \times 30}$ が64%未満

標準報酬月額 × **4%** が**停止**

$\frac{\text{標準報酬月額}}{\text{みなし賃金日額} \times 30}$ が75%以上

調整は行われない

標準報酬月額が支給限度額以上

調整は行われない

（運用の目的）

第七十九条の二 積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（特別会計積立金）及び実施機関積立金）の運用は、積立金が厚生年金保険の**被保険者から徴収された保険料**の一部であり、かつ、**将来の保険給付の貴重な財源**となるものであることに特に留意し、**専ら厚生年金保険の被保険者の利益**のために、**長期的な観点**から、**安全かつ効率的**に行うことにより、将来にわたって、**厚生年金保険事業の運営の安定**に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十九条の三 特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく**納付金の納付**を目的として、**年金積立金管理運用独立行政法人**に対し、特別会計積立金を**寄託**することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、**財政融資資金**に特別会計積立金を預託することができる。

■ 産前産後期間中の免除

第1号被保険者は、出産の予定日（届出を行う前に出産した場合にあっては、出産の日。「出産予定日」という）の属する月（**出産予定月**）の**前月**（**多胎妊娠**の場合においては、**3か月前**）から**出産予定月**の**翌々月**までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。



- **出産**→妊娠85日（4か月）以上の出産（死産、流産、早産等を含む）
- **産前産後期間中の免除期間**→**保険料納付済期間**に算入される
- **付加保険料**→納付が可能
- **任意加入被保険者であった期間**→適用されない
- **産前産後期間中の免除の要件を満たしている場合**→**法定免除又は申請免除よりも優先**される

申請全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$	<u>障害者、寡婦、ひとり親</u> 135万円
申請3/4免除	88万円 + 扶養親族等の数 $\times$ 38万円	
申請半額免除	+40 $\rightarrow$ 128万円 + 扶養親族等の数 $\times$ 38万円	
申請1/4免除	+40 $\rightarrow$ 168万円 + 扶養親族等の数 $\times$ 38万円	
納付猶予	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$	
学生納付特例	128万円 + 扶養親族等の数 $\times$ 38万円	

■ 給付水準の下限

国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、①の額と②の額とを合算して得た額の③に掲げる額に対する比率が**100分の50**を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

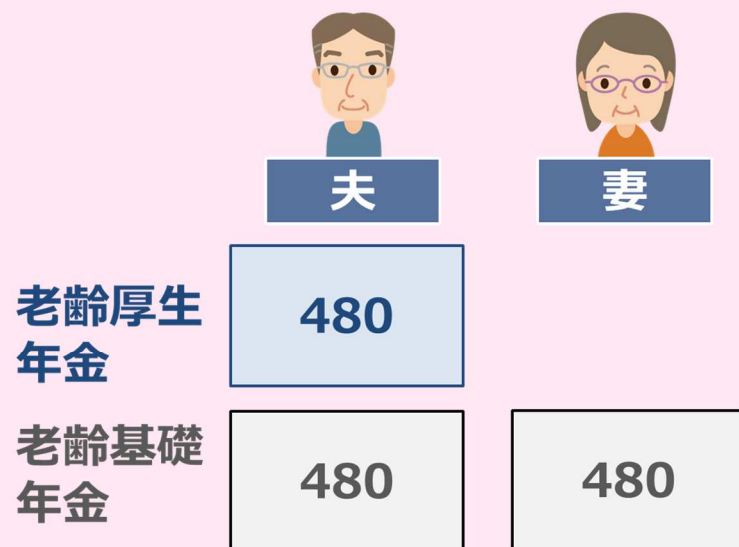
- ① 当該年度における**老齢基礎年金の額**（当該年度において**65歳**に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が**480**である受給権者について計算される額とする）を当該年度の前年度までの標準報酬平均額の推移を勘案して調整した額を12で除して得た額に**2を乗じて得た額**に相当する額
- ② 当該年度における**老齢厚生年金の額**（当該年度の前年度における男子である被保険者（**男子被保険者**）の**平均的な標準報酬額**（標準報酬月額と標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額をいう）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（当該年度に**65歳**に達する受給権者に適用されるものとする。）を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を**480**として計算した額とする）を12で除して得た額に相当する額

③ 当該年度の前年度における**男子被保険者の平均的な標準報酬額**に相当する額から当該額に係る**公租公課の額**を**控除**して得た額に相当する額



- 政府は、国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に上記に規定する比率が**100分の50を下回る**ことが見込まれる場合には、上記の規定の趣旨にのっとり、調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて**調整期間の終了その他の措置**を講ずるものとする。
- 政府は、上記の措置を講ずる場合には、**給付及び費用負担の在り方**について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

イメージ



所得代替率

50 超



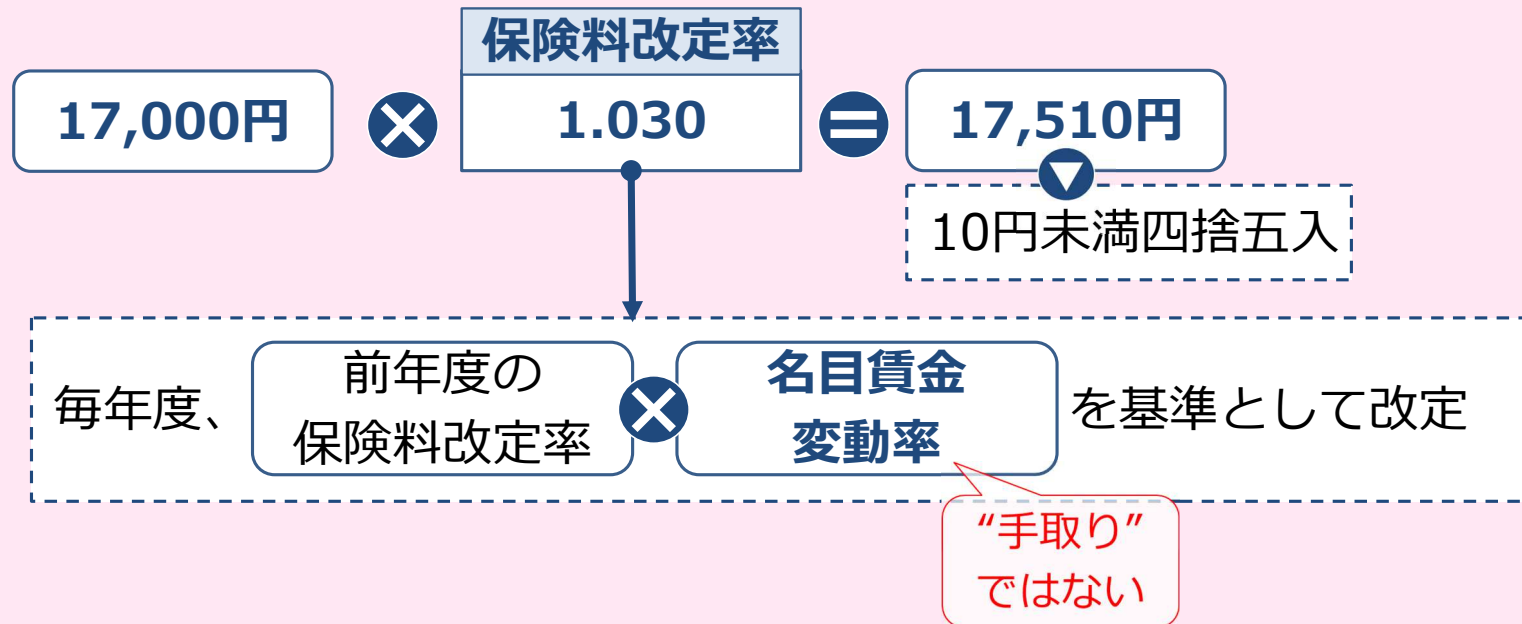
男子

の平均的な標準報酬額



公租公課

100



最後の1週間の過ごし方

①テキスト読み込み（全科目）

目次×見出し×項目×書き込みの情報連携

②社労士24イッキ見

1.5倍速。フワフワ知識をビッタビタに。

③問題を解く感覚を鈍らせない

1年度分の過去問などの5択の演習など軽めに

④基本が大事。練習する。

⑤教材を減らす。睡眠時間を減らさない。

⑥自信と不安＝強さ

試験前夜～当日

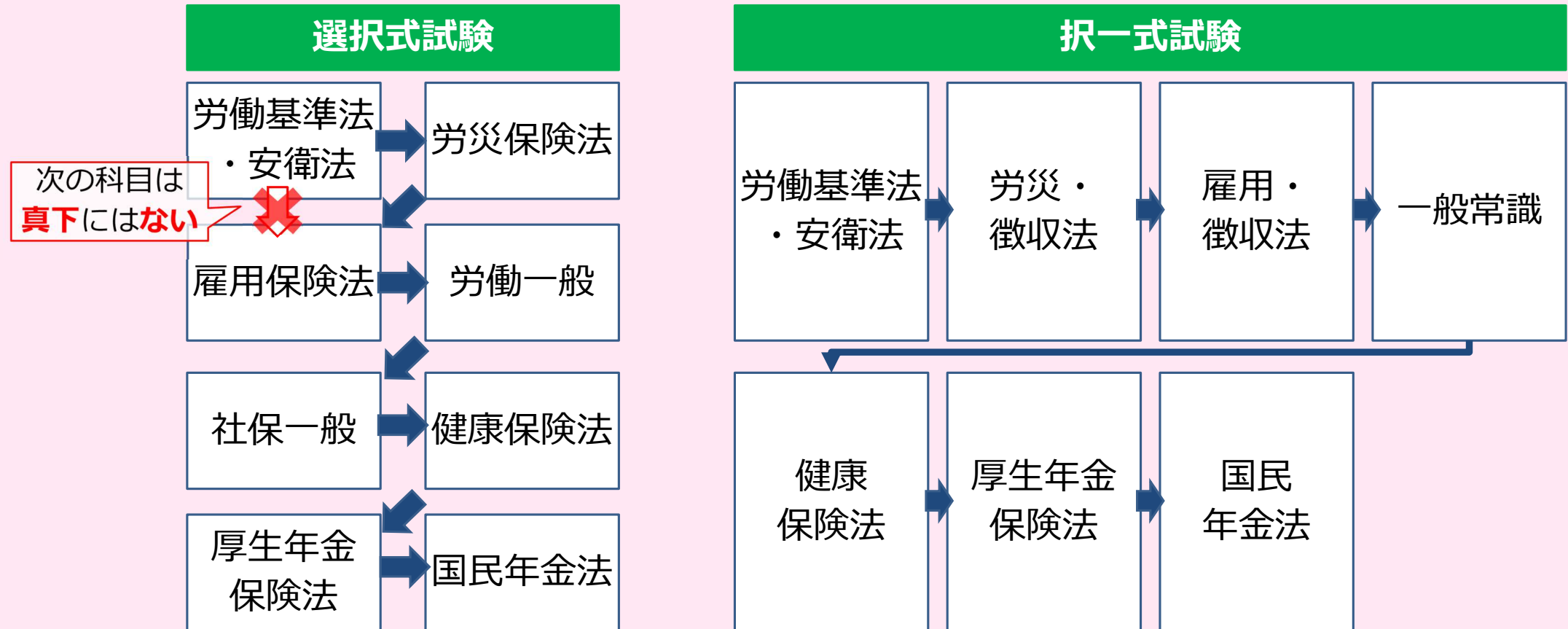
- 夕食、入浴は普段通り。
- 受験票、筆記用具、お金、腕時計等の準備、マスク（個人判断）、防熱防寒対策。
- スマホの電源の切り方を確認しておく
- 受験地をグーグル・マップで確認
- 早めに床につく。寝付けなくても目を閉じて横になっていれば、それでOK
- 時間に余裕をもって出発（9:30開場）。
- 昼食を買うなら地元のお店で。

全科目 3点確保が最優先

※無理に4点目を狙わない

- ・ 簡単な問題は手早く処理（難易の差が激しい）
- ・ 「思い出した解答を語群から選ぶ」のが基本
- ・ 未知の内容はグルーピングで相対評価
- ・ 解答順はA～Eにこだわらない。埋めやすい空欄から
- ・ 迷う問題は落ち着いて対処「みんな迷っている」
- ・ 選択式は「正しい文章」。文脈（匂わせ）優先で選ぶ
- ・ 迷ったら「他の受験生が選んでいそうな解答」を選ぶ
- ・ 根拠がない限り解答は変えない

マークシートの科目の並び順(例年)



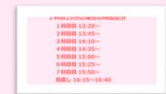
①右に進む ②右端に突き当たったら下段左端へ

休憩中

- 休憩時間は、可能なら少し外に出て、深呼吸して新鮮な空気を取り込んだり、身体を軽く動かしたりする。
- 昼食は軽めにする方が多い。
- 答え合わせはしない。択一にむけて軽めの確認
- 集合時間には余裕をもって間に合うように。

択一式試験

- 択一式は問題ページ数をチェック。
- 自分が知らない問題は、周りも知らない
- 「解いてて全然手応えがない・・・」それが通常
- 満点取れなくてよい。難しいそうなのは飛ばす
- 正誤判断しやすい選択肢から攻める。短文、数字が狙い目。
- 深読み厳禁。問題文に「書いてあること」で判断
- 根拠なく解答を変えない
- 1科目25分まで。後ろの科目の方が簡単かも
- 見直しは基準点割れリスクが高い科目から。
- マークの見直しの時間を残す。科目の並びをチェック



1科目	25分
2科目	50分
3科目	75分
4科目	100分
5科目	125分
6科目	150分
7科目	175分
8科目	200分
9科目	225分
10科目	250分

1 科目25分の場合の時間配分

1 科目目 13:20～

2 科目目 13:45～

3 科目目 14:10～

4 科目目 14:35～

5 科目目 15:00～

6 科目目 15:25～

7 科目目 15:50～

見直し 16:15～16:40

よくあるマークミス

- 個数問題→×の数なのに、○の数をマーク
- 組合せ問題→×の組合せなのに、○の組合せをマーク
- 問題を一つ飛ばしてマーク
- 同じ問題に2箇所マーク
- 解答を変えたときの消し残しが残っている
- 異なる科目欄にマーク
- 選択式→解答【② 4】で④をマーク

- その1 「皆さんすごくできそう・・・」と皆さんがそう思っている！
- その2 自分が知らない問題は、周りも知らない！
- その3 未知の問題と遭遇したら深呼吸してクールダウン
- その4 選択式は「正しい文章」。文脈優先で素直に選ぶ！
- その5 「解いてて全然手応えがない・・・」それが当たり前！
- その6 満点取れなくてよい！難しいのは飛ばす！
- その7 深読み厳禁！問題文に「書いてあること」で判断！
- その8 根拠なく解答を変えない！自分の知識を信じて！
- その9 1科目25分まで！時間の余裕は心の余裕！
- その10 最後はマークの見直し！「科目欄の配置」をチェック！